

## 千葉県地方創生総合戦略策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県の地方創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、様々な分野の代表や有識者から専門的及び総合的な立場からの意見を幅広く聴くため「千葉県地方創生総合戦略策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関には当たらない。

### (委員の所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合戦略の策定にあたり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、総合戦略の策定に必要な事項。

### (組織及び委員)

第3条 懇談会は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の構成は、別紙1に掲げる者とする。

### (座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### (会議の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

### (会議の傍聴)

第7条 懇談会の傍聴定員は、懇談会の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 懇談会の傍聴受付は、原則として開会の20分前から10分前まで、先着順に行い、定員になり次第、終了する。
- 3 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、懇談会を公正・円滑に運営するため、「傍聴要領(別紙2)」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第8条 懇談会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先(担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法)を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

(会議結果の公開)

第9条 懇談会の会議結果については、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、千葉県総合企画部政策企画課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

## 千葉県地方創生総合戦略策定懇談会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属
1	明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
2	榎本 豊	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 副会長
3	大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長
4	小茂田 勝己	千葉県農業協同組合中央会 専務理事
5	庄司 桃子	中小企業診断士
6	杉本 和也	株式会社千葉銀行 理事 地方創生部長
7	関 実	千葉大学 理事・副学長 産業連携研究推進ステーション 所長
8	堤 紳一	千葉県市長会 事務局長 千葉県町村会 事務局長
9	永富 博之	日本労働組合総連合会千葉県連合会 事務局長
10	深谷 信介	株式会社博報堂 博報堂ブランドデザイン副代表 スマート×都市デザイン研究所 所長
11	宮島 三郎	一般社団法人千葉県商工会議所連合会 専務理事
12	矢萩 恭子	和洋女子大学人文学部 教授

千葉県地方創生総合戦略策定懇談会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、懇談会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。